

# 面会・差入れに関するご案内

## 1 面会・差入れの受付時間(土日祝日等閉庁日は受け付けません)

受付時間	月	火	水	木	金	土日祝日
10:00~11:00	○	×	○	○	×	×
13:30~16:00	○	○	○	○	○	×

- 面会・差入れの受付時間は平日開庁日の午前10時00分から11時00分、午後1時30分から午後4時00分までの間です。  
また、毎週火曜日と金曜日の午前中は留置されている人の入浴のため受付は出来ません。
- 土日祝日、年末年始等の閉庁日は受付出来ません。

## 2 面会について

- 面会申込時に「被留置者面会簿」という用紙を渡しますので、必要事項を記入してください。  
※身分証(運転免許証、健康保険証等)の提示をお願いします。  
※未成年者のみの面会は、保護者等に確認する場合がございます。
- 面会は1日1回のみ、申込者3名まで同時入室可(乳幼児も1名に加算されます)  
※面会の事前予約はできません。  
※被留置者が捜査等で不在になることがありますので、電話で事前連絡をして面会できるかどうか確認してください。
- 面会時間は15分で、警察官が立ち会うので、指示に従ってください。

## 3 差入れについて

- 逮捕された方が、留置場に留置された場合、勾留が決定されますと差入れを受け付けることが出来ます。  
※ 接見禁止命令により面会・差入れに制限が付く場合がございます。
- 申込時に「被留置者金品出納簿」をお渡しますので、必要事項を記入してください。  
※ 身分証(運転免許証、健康保険証等)の提示をお願いします。
- 差入れできるもの
  - 着替えの衣類、フェイスタオル等  
※ 紐付き、フード付き、袖の無い衣類、破れ等ある衣類、バスタオル等は受け付けできません。(抜いた紐の穴は塞いでください。)  
※ 洗濯も出来るので、2、3日分の衣類で十分です。
  - ひげ剃り、歯ブラシ、メガネ  
※ ひげ剃りは振動式の充電器式電動シェーバーに限る。
  - 本(雑誌や小説等)  
※ 申込者は1日1回、3冊まで(被留置者1人につき1日6冊まで)受付  
※ 特に卑猥な雑誌(成人向け)は受け付けできません。  
クロスワード、ナンプレ等の雑誌は書き込み出来ないため、閲覧のみであれば受け付け出来ます。  
※ ブックカバー、しおり等は差入れできないため、申込時に外してください。
  - 現金  
※ 受付の上限は2万円です。  
※ 本人がすでに2万円以上所持していれば、受付をお断りすることがあります。

- 切手、封筒、便せん、ノート等
  - ※ 雇用関係等の手続きで、各種様式の用紙は、記入の無い、いわゆる「白紙」の状態のみ差入れできます。
  - ただし、被留置者が書類に記入すると、「信書」つまり手紙としての扱いとなり、窓口でお渡しすることができませんので、後日、郵送での返送になります。
- 写真
  - ※ 枚数制限はありませんが、大量の写真は受け付けできないことがあります。
  - ※ 接見禁止命令が付されている被留置者には、差入れできません。
- レターパック、宅配便等について
  - レターパック、宅配便等での差入れは、申込者本人が確認ができない、同封された品物が確認できない等の理由から、原則受付しません。
  - ただし、遠方に住んでいる、病気等で直接差入れに来ることができない等、特別な事情がある場合は、受け付けるかどうかを検討しますので、事前に留置管理課に連絡し、相談してください。
  - ※事前連絡なく送付されてきた場合には受取り拒否します。
  - ※北九州市内在住の方からの送付は受取り拒否します。

#### 4 接見等禁止について

勾留質問において勾留が決まると、事件の内容等によっては、被留置者に対して裁判官が「接見禁止命令」を付することがあります。

この「接見禁止命令」が付されますと、弁護士以外の人との面会、手紙のやりとりが基本的に禁止されます。(一部解除決定などによる例外あり)

また、差入れや宅下げが制限される場合もあります。

雇用等の関係で必要な手続きがある場合には弁護士に相談してください。

#### 5 その他注意事項

- 面会は、受付順に行いますが、弁護士による接見が優先されますので、面会の順番が後回しや待ち時間が長くなることがあります。
- 窓口において、被留置者に対する伝言等は受け付けできません。

～お問い合わせ～

**留置管理課 留置管理係**

TEL 093-645-0110 (自動音声案内で「5」を押して下さい)